

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
 について

1 本条例案のこれまでの経過

- ・ 令和元年11月8日 県政経営幹事会議に付議
- ・ 令和元年11月12日 県政経営会議に付議
- ・ 令和元年11月29日 建物改築工事の入札が不落となり、11月定例会議への上程を取
止め
- ・ 令和2年1月23日 再入札公告
- ・ 令和2年2月19日 開札、落札者決定

2 改正の理由

滋賀県立琵琶湖漕艇場について、再整備事業の実施により、新施設を供用すること等に
 伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条
 例（昭和46年滋賀県条例第29号）の一部を改正しようとするもの。

3 改正の概要

- 新施設の供用に伴う諸室の利用料金の設定
 - ① 新施設のうち審判塔を先行して供用することに伴い、審判室の利用料金を設定す
る。（第2条関係）
 - ② 新施設全体の供用に伴い、会議室兼宿泊室の利用料金を設定する。（第3条関係）
- 利用者の利便性を考慮した利用料金の時間単位の見直し
 - ③ 2時間単位で設定していた艇の貸出し等の利用料金を、利用者の利便性向上を図
るため、1時間単位に改める。（第2条関係）
- スポーツに係る認識の変化等を踏まえた施設の設置目的等の見直し
 - ④ 「スポーツ」と「体育」を区別し併記していたものを、スポーツの中に体育が含
まれるという考え方の整理に基づき、見直しを行う。（第1条関係）

<再整備事業のスケジュールと条例の改正>

令和元年度	令和2年度			
第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
コース改修工事	建物改築工事			
	条例公布		新施設の一部 供用開始(審判塔)	新施設全体 供用開始
	改正(第1条関係)		改正(第2条関係)	改正(第3条関係)
	④ 施設の設置目的等の 規定の見直し		① 審判室の利用料金設定 艇の貸出し等の利用 料金設定を1時間単 位に改定	② 会議室兼宿泊室 の利用料金設定

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の理由

滋賀県立琵琶湖漕艇場について、再整備事業の実施により、新施設を供用すること等に
伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条
例（昭和46年滋賀県条例第29号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) スポーツに係る認識の変化等を踏まえ、施設の設置目的等に係る規定を見直すことと
します。（第1条による改正後の第1条および第2条関係）
- (2) 新施設の供用に伴い、施設内に設置する会議室兼宿泊室等の使用料の額および利用料
金の上限額の設定その他必要な規定の整備を行うこととします。（第2条による改正後の
第3条および別表関係ならびに第3条による改正後の第3条および別表関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
から施行することとします。ただし、(1)およびイは公布の日から、(2)の一部は公布
の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することと
します。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

議第 号

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る」を「スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資する」に改める。

第2条第2号中「体育・スポーツ」を「スポーツ」に改める。

別表第1項の表スタート台の項を次のように改める。

審	判	台	4時間につき	1,720
---	---	---	--------	-------

第2条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「会議室」を「審判室および会議室」に改める。

別表第1項の表中「1艇2時間につき 860」を「1艇1時間につき 430」に、「990」を「500」に、「580」を「290」に、「同 860」を「同 430」に、「460」を「230」に、「3,440」を「1,720」に、「1本2時間につき 320」を「1本1時間につき 160」に改め、同表審判台の項を削り、別表第2項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 審判室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
審 判 室 (A)	1時間につき 340 ^円	1時間につき 430 ^円	1時間につき 590 ^円
審 判 室 (B)	同 310	同 390	同 540

別表中注7を注8とし、注6を注7とし、注5を注6とし、注4の次に次のように加える。

5 審判室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

第3条 滋賀県立琵琶湖漕艇場そうていじょうの設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「開場時間は」の右に「、会議室兼宿泊室を除き」を加え、同項ただし書中「および会議室」を削る。

別表第3項を次のように改める。

3 会議室兼宿泊室

区 分		金 額
会 議 等	午 前	午前8時30分から 午後零時30分まで 1時間につき 440 円
	午 後	午後1時から午後 5時まで 同 600
	夜 間	午後5時30分から 午後9時まで 同 880
宿 泊	学 生 等	1人1泊につき 1,580
	そ の 他 の 者	同 1,850

別表注5中「審判室」の右に「を使用する場合および会議室兼宿泊室を会議等のために使用する場合」を加え、同表注6を次のように改める。

6 会議室兼宿泊室を会議等のために使用する場合は使用時間は午前8時30分から午後9時までとし、宿泊のために使用する場合は使用時間は午後5時30分から翌日の午前8時30分までとする。

別表中注8を注10とし、注7を注9とし、注6の次に次のように加える。

7 会議室兼宿泊室の2分の1を会議等のために使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

8 会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合において、宿泊する日の午後1時（連続して2日以上宿泊する場合における当該宿泊する日（初日を除く。）にあつては、午後零時30分）から午後5時30分までの間または宿泊する日の翌日の午前8時30分から午後零時30分までの間を宿泊のために使用する場合は使用時間に加えて使用するときは、この表に定める額に、それぞれの時間帯の使用につき、学生等は130円を、その他の者は160円を加算した額とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新												
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため</u>、滋賀県立琵琶湖漕艇場（以下「漕艇場」という。）を大津市玉野浦に設置する。</p> <p>（業務）</p> <p>第2条 漕艇場は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>第3条から第15条まで 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 艇庫等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタート台</td> <td style="text-align: center;">同 3,960</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>注1から7まで 省略</p>	区分	金額	省略		スタート台	同 3,960	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため</u>、滋賀県立琵琶湖漕艇場（以下「漕艇場」という。）を大津市玉野浦に設置する。</p> <p>（業務）</p> <p>第2条 漕艇場は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>第3条から第15条まで 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 艇庫等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審判台</td> <td style="text-align: center;">4時間につき 1,720</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>注1から7まで 省略</p>	区分	金額	省略		審判台	4時間につき 1,720
区分	金額												
省略													
スタート台	同 3,960												
区分	金額												
省略													
審判台	4時間につき 1,720												

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
第1条および第2条 省略 (開場時間等)				第1条および第2条 省略 (開場時間等)			
第3条 漕艇場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、 <u>会議室</u> については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。				第3条 漕艇場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、 <u>審判室および会議室</u> については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。			
2および3 省略				2および3 省略			
第4条から第15条まで 省略				第4条から第15条まで 省略			
別表（第4条、第5条、第14条関係）				別表（第4条、第5条、第14条関係）			
1 艇庫等				1 艇庫等			
区分		金額		区分		金額	
省略				省略			
艇（オール・パドルを除く。）	4人漕ぎ艇	学生等	1艇2時間につき 860	4人漕ぎ艇	学生等	1艇1時間につき 430	
		その他の者	同 990		その他の者	同 500	
	2人漕ぎ艇	学生等	同 580	2人漕ぎ艇	学生等	同 290	
		その他の者	同 860		その他の者	同 430	
	1人漕ぎ艇	学生等	同 460	1人漕ぎ艇	学生等	同 230	
		その他の者	同 580		その他の者	同 290	
	審判艇		同 3,440	審判艇		同 1,720	
	オール・パドル		学生等	1本2時間につき 320	オール・パドル		学生等

	その他の者	同	460
審判台	4時間につき		1,720

(新設)

2 省略

注1から4まで 省略

(新設)

5から7まで 省略

	その他の者	同	230
(削除)			

2 審判室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
審判室	円	円	円
(A)	1時間につき 340	1時間につき 430	1時間につき 590
審判室			
(B)	同 310	同 390	同 540

3 省略

注1から4まで 省略

5 審判室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6から8まで 省略

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧				新			
第1条および第2条 省略 （開場時間等） 第3条 漕艇場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、 <u>審判室および会議室</u> については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。				第1条および第2条 省略 （開場時間等） 第3条 漕艇場の開場時間は、 <u>会議室兼宿泊室を除き</u> 、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、 <u>審判室</u> については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。			
2および3 省略				2および3 省略			
第4条から第15条まで 省略				第4条から第15条まで 省略			
別表（第4条、第5条、第14条関係）				別表（第4条、第5条、第14条関係）			
1および2 省略				1および2 省略			
3 会議室				3 会議室兼宿泊室			
		金額				金額	
区分		午前	午後	夜間	区分		金額
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで			
会 議 室	円	円	円	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	円
	730	940	1,110	1時間につき	同	同	440
				午後5時まで	同	同	600
				午後5時30分から午後9時まで	同	同	880
宿 泊				学 生 等	1人1泊につき		1,580

注1から4まで 省略

5 審判室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

（新設）

（新設）

そ の 他 の 者	同	1,850
-----------	---	-------

注1から4まで 省略

5 審判室を使用する場合および会議室兼宿泊室を会議等のために使用する場合の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 会議室兼宿泊室を会議等のために使用する場合の使用時間は午前8時30分から午後9時までとし、宿泊のために使用する場合の使用時間は午後5時30分から翌日の午前8時30分までとする。

7 会議室兼宿泊室の2分の1を会議等のために使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

8 会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合において、宿泊する日の午後1時（連続して2日以上宿泊する場合における当該宿泊する日

7および8 省略

(初日を除く。)にあつては、午後零時30分)から午後5時30分までの間または宿泊する日の翌日の午前8時30分から午後零時30分までの間を宿泊のために使用する場合の使用時間に加えて使用するときは、この表に定める額に、それぞれの時間帯の使用につき、学生等は130円を、その他の者は160円を加算した額とする。

9および10 省略